

中田都市農業交流センター市民農園使用規約

(目的)

第1条 この規程は、使用者同士が協力し、野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行い農業に対する理解を深め、ルールを守りより良い農園にすることを目的とする。

(使用者の資格)

第2条 貸農園の利用者は、次の条件を満たすものとする。

- 1 農村住民と交流を積極的にもてる者。
- 2 充実した菜園を目指す意志のある者。
- 3 市民農園使用規約等を遵守できる者。

(使用の申込)

第3条 使用希望者は、所定の施設使用許可申請書(様式第1号(その2))に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

- 1 申し込みは、郵送、FAX、電子メールもしくは持参するものとする。
- 2 特定の区画の希望はないものとする。

(使用期間と時間)

第4条

- 1 使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
- 2 農地を継続して使用したい場合は、使用期間が切れるまでに更新の手続きをしたうえで、1年を単位として、最長5年間使用できるものとする。また、使用期間途中からの利用者は使用開始日から翌年の3月31日までの期間とする。
- 3 使用時間は、4月から9月までは、7時から18時まで、10月から3月までは、8時から17時までとする。
- 4 事務所のある地域農業活動拠点施設(管理等)の休館日は、月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)とします。

(農園の使用と環境保全)

第5条

- 1 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
- 2 永年性の樹木、作物を栽培してはならない。
- 3 良好な環境を保全するため騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
- 4 他区画に迷惑をかける管理状況とならないよう努めなければならない。

(農園等の改修)

第6条

- 1 建築物や工作物等(農機具庫、温室等)を設置しないこと。栽培に必要な簡易型のビニールハウス等を設置したい場合は、管理者に相談すること。
- 2 農園の使用を終了したい場合は、使用期間内に施設使用取消届(様式第4号(その2))を提出するとともに、農地の現状回復を行い、管理者の確認を受けなければならない。

(使用の解除)

第7条 使用者が良好な農園管理を行わない場合、使用を一方的に解除できるものとする。この場合、使用料は返還しない。

(災害の補償)

第8条 施設開設者は、使用者が受けたいかなる災害に対してもその責を負わない。

(損害の賠償)

第9条 使用者が施設に損害を与えた場合、使用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければならない。

(補則)

第10条 この規約のほか、市民農園使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は平成22年4月1日から施行する。

市民農園使用ルール

目的

千葉市中田都市農業交流センターの市民農園は、使用者同士が協力し、野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行い農業に対する理解を深め、ルールを守りより良い農園にすることを目的とする。

使用者の資格

- 1 農村住民と交流を積極的にもてる者。
- 2 充実した菜園を目指す意志のある者。

使用申込み

使用希望者は、所定の施設使用許可申請書(様式第1号(その2))に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

- 1 申込みは、郵送、FAX、Eメールもしくは持参するものとする。
- 2 特定の区画の希望はないものとする。

使用期間と時間

- 1 使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
- 2 農地を継続して使用したい場合は、使用期間が切れるまでに更新の手続きをしたうえで、1年を単位として、最長5年間使用することができます。
- 3 使用時間は、4月から9月までは、7時から18時まで、10月から3月までは、8時から17時までとします。
- 4 事務所のある地域農業活動拠点施設(管理等)の休館日は、月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)とします。
- 5 使用を終了したい場合は、使用期間内に施設使用取消届(様式第4号(その2))を提出するとともに、農地の現状回復を行い、管理者の点検を受けてください。
- 6 農地を第3者に転貸しないでください。

使用上のルール

- 1 営利目的で作物を栽培しないでください。
- 2 借りた農地以外では作物を栽培しないでください。
- 3 永年性の樹木、作物等を栽培しないでください。
- 4 農地で発生した野菜くずや除去した雑草などは、所定の袋に入れ、ゴミ集積所に捨ててください。その他のゴミは必ず持ち帰ってください。
- 5 農薬の使用については、所定の区画において認めます。その場合においても適切かつ適度の使用を心がけ、周辺に農薬が拡散しないように十分注意を払ってください。
- 6 建築物や工作物等(農機具庫、温室等)を設置しないでください。栽培に必要な簡易型のビニールハウス等を設置したい場合は、管理者に相談してください。
- 7 隣接する区画に作物が侵入したり、日照被害を与えないよう作物の栽培場所に気をつけてください。
- 8 周囲に迷惑を及ぼさないよう農地の雑草はこまめに除去してください。
- 9 農園内で除草剤や抑制剤の使用はしないでください。
- 10 作物の盗難、自然災害等による被害については補償しません。
- 11 農園地の水道水は散水用ですので、決して飲用しないでください。

その他

- 1 合同除草作業(年2~3回)を実施しますので、参加協力をお願いします。
- 2 自動車は、所定の駐車場に駐車し、園内への乗り入れはしないでください。
- 3 敷地内での販売行為をしないでください。
- 4 敷地内で許可なく看板の設置、ポスター等の掲示はしないでください。
- 5 使用する農具は各自でご用意ください。貸出農具もありますが、数に限りがあります。
- 6 施設、付属設備等を破損、汚損し、または滅失しないでください。
- 7 騒音や悪臭など周囲に迷惑のかかる行為はしないでください。